

駐車監視員活動ガイドライン(広島中央警察署)

令和7年4月1日

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回して、放置車両の確認や確認標章の取り付けなどの仕事を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線・地域・時間帯を重点に巡回して放置車両の確認等を実施する。ただし、地域行事・祭礼及び催事などの期間中のほか、その他必要に応じて警察署長の指示により、その他の場所・時間帯においても活動することとする。

重点路線

◎ 最重点路線

路線(区間)	重点時間帯
国道54号のうち市役所前交差点から広島城南交差点の間(通称「鯉城通り」)及びその周辺	午前7時～午前1時
国道183号のうち十日市交差点から横川新橋南詰交差点の間(通称「寺町通り」)及びその周辺	
国道183号のうち十日市交差点から紙屋町交差点の間、県道広島海田線のうち紙屋町交差点から稲荷大橋東詰の間(通称「相生通り」)及びその周辺	
広島市道中1区御幸橋三篠線のうち八丁堀交差点から三川町交差点の間(通称「中央通り」)及びその周辺	

◎ 重点路線

路線(区間)	重点時間帯
国道54号のうち県立総合体育館前交差点から広島城南交差点の間、広島市道中1区中広宇品線のうち広島城南交差点から上柳橋西詰の間(通称「城南通り」)及びにその周辺	午前7時～午前1時
県道伴広島線のうち十日市交差点から堺町2丁目1番交差点の間、広島市道中3区横川江波線のうち堺町2丁目1番交差点から小網町交差点を経て舟入南6丁目交差点の間(通称「寺町通り・舟入通り」)及びにその周辺	
県道広島三次線のうち牛田大橋南詰交差点から白鳥交差点の間及びその周辺	
県道広島港線のうち広島市役所前交差点から鷹野橋交差点を経て御幸橋西詰の間(通称「千田通り」)及びその周辺	
広島市道中1区御幸橋三篠線のうち三川町交差点から保健所前交差点の間(通称「中央通り」)、保健所前交差点から南竹屋町交差点を経て千田小学校南東角交差点の間(通称「御幸橋西詰通り」)及びその周辺	
広島市道中1区御幸橋三篠線のうち白鳥交差点から八丁堀交差点の間(通称「白鳥通り」)及びその周辺	
広島市道中1区鷹野橋宇品線のうち鷹野橋交差点から南大橋東詰交差点の間及びその周辺	
広島市道中1区駅前吉島線のうち東広島橋南詰交差点から田中町交差点を経て国泰寺交差点の間(通称「駅前通り」)及びその周辺	

重点地域

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
紙屋町、基町地区(紙屋町2丁目、大手町1～3丁目、小町、基町5～13番)及びその周辺	午前7時～午前1時
八丁堀地区(八丁堀、鉄砲町、橋本町、幟町、上八丁堀)及びその周辺	
本通、袋町地区(本通、袋町、立町、中町、紙屋町1丁目)及びその周辺	
新天地、三川町地区(堀川町5～7番、胡町6番、新天地、三川町)及びその周辺	
流川、薬研堀地区(流川町、薬研堀、田中町、堀川町1～4番、胡町1～5番、銀山町、弥生町、西平塚町、東平塚町)及びその周辺	
新白鳥駅及び広島サッカースタジアム周辺地区(西白鳥町4～7・13～16・19～25・27番、基町15～20番)及びその周辺	

◎ 重点地域

地域	重点時間帯
十日市地区(十日市町1・2丁目、西十日市町、寺町、広瀬町、広瀬北町、本川町1～3丁目、榎町、猫屋町、堺町1・2丁目、小網町、土橋町)及びその周辺	午前7時～午前1時
舟入地区(河原町、舟入町、舟入中町、舟入本町、舟入幸町、舟入川口町、西川口町、舟入南1～6丁目)及びその周辺	
江波地区(江波東1・2丁目、江波本町、江波南1～3丁目、江波西1・2丁目、江波二本松1・2丁目、江波栄町)及びその周辺	
広島市役所地区(国泰寺町1～2丁目、大手町4～5丁目、千田町1～3丁目、東千田町1・2丁目、南千田西町、南千田東町)及びその周辺	
吉島地区(住吉町、羽衣町、吉島町、吉島東1～3丁目、吉島西1～3丁目、光南1～6丁目、吉島新町1・2丁目、南吉島1～2丁目)及びその周辺	
広島城周辺地区(基町1～4・14・21番、上幟町、東白鳥町、西白鳥町1～3・8～12・17・18・26番、白鳥中町、白鳥北町、白鳥九軒町)及びその周辺	
平和公園地区(中島町、加古町)及びその周辺	
宝町地区(宝町、富士見町、鶴見町、昭和町、平野町、竹屋町、南竹屋町)及びその周辺	
高齢者等専用駐車区間(広島市文化交流会館北側、平和公園南側)及びその周辺	午前8時～午後10時

◎ 重点路線

路 線(区 間)	重点時間帯
国道2号のうち新観音橋東詰から平野橋西詰の間及びその周辺	午前7時～午前1時
国道54号のうち広島城南交差点から広島市役所前交差点の間(通称「鯉城通り」)及びその周辺	
国道183号のうち十日市交差点から紙屋町交差点の間、県道広島海田線のうち紙屋町交差点から稲荷大橋の間(通称「相生通り」)及びにその周辺	
国道183号のうち横川新橋南詰交差点から十日市交差点の間、県道伴広島線のうち十日市交差点から堺町2丁目1番交差点の間、広島市道中3区横川江波線のうち堺町2丁目1番交差点から小網町交差点を経て舟入南6丁目交差点の間(通称「寺町通り・舟入通り」)及びにその周辺	
県道広島港線のうち広島市役所前交差点から鷹野橋交差点を経て御幸橋の間(通称「千田通り」)及びその周辺	
県道広島三次線のうち牛田大橋南詰交差点から白鳥交差点の間及びその周辺	
広島市道中1区御幸橋三篠線のうち白鳥交差点から八丁堀交差点を経て保健所前交差点の間(通称「白鳥通り・中央通り・御幸橋西詰通り」)及びその周辺	
広島市道中1区比治山庚午線のうち緑大橋東詰交差点から鶴見橋西詰の間(通称「平和大通り」)及びその周辺	
広島市道中1区駅前古島線のうち東広島橋南詰交差点から田中町交差点・国泰寺交差点・日赤原爆病院前交差点を経て南大橋東詰の間(通称「駅前通り」)及びその周辺	

◎ 重点地域

地 域	重点時間帯
八丁堀地区(八丁堀、上八丁堀、鉄砲町、橋本町、幟町)及びその周辺	午前7時～午前1時
紙屋町、基町地区(紙屋町2丁目、大手町1～3丁目、小町、基町5～13番)及びその周辺	
本通、袋町地区(本通、袋町、立町、中町、紙屋町1丁目)及びその周辺	
新天地、三川町地区(堀川町5～7番、胡町6番、新天地、三川町)及びその周辺	
流川、薬研堀地区(流川町、薬研堀2・3・6・7番、田中町2・6番、堀川町1～4番、胡町1～5番、銀山町1～12・17・18番)及びその周辺	
広島市役所地区(大手町4丁目、大手町5丁目1～3番、国泰寺町1丁目1～9番、国泰寺町2丁目1～3番)及びその周辺	
平和公園南側地区(中島町1～12番、加古町1～3番)及びその周辺	
宝町地区(宝町1番、富士見町1～5・8～11番)及びその周辺	
新白鳥駅周辺地区(白鳥北町13～17番・18番南側、西白鳥町4・7・27番)及びその周辺	

※自動二輪等とは、自動二輪車及び原動機付自転車をいう。